

(明細書の変更の承認)

第十六条の二 登録生産者団体は、明細書の変更をしようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。ただし、前条第一項の変更の登録と併せて明細書の変更を行う場合には、この限りでない。

2 前項の承認を受けようとする登録生産者団体(次項及び第四項において「申請登録生産者団体」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、明細書の変更に係る事項を記載した申請書に、生産行程管理業務規程を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、次の各号のいずれにも該当する場合には、明細書の変更を承認しなければならない。

一 前項の申請書に記載された事項が、申請登録生産者団体に係る第十二条第二項第二号に掲げる事項に適合しているとき。

二 生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法が、申請登録生産者団体の構成員たる生産業者が行うその生産が前項の申請書に記載された事項に適合して行われるようにすることを確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合しているとき。

4 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしたときは、申請登録生産者団体に対し、その旨を通知するとともに、農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

第二十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。
第二十二條第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「変更の登録」の下に「又は第十六条の二第一項の承認」を加え、同条第二項中「第十三条第一項(第一号に係る部分に限る。)」の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項第一号を「遅滞なく、第七条第一項第一号」に、「登録番号」を「あらかじめ、登録番号」に、「前条第一項の」を「第七条第一項の」に、「前条第二項第一号」を「第七条第二項第一号」に改める。

第三十条中「第三項並びに」を「を受けた生産者団体(第十五条第一項の変更の登録を受けた生産者団体を含む。以下「登録生産者団体」という。)の構成員たる生産業者」に係る特定農林水産物等について締約国(同条第一項に規定する締約国をいう。)の同等制度(同項に規定する同等制度をいう。)において地理的表示を付することができることとされている者」と、当該生産業者」とあるのは「その者」及び「及び第四号」を削り、「とする」を「と、同項第四号中「登録の日」とあるのは「指定の日」と、経過する日以後は、当該農林水産物等の生産地の全部が当該特定農林水産物等の生産地内にある場合であつて、当該農林水産物等に当該特定農林水産物等との混同を防ぐのに適当な表示がなされている」とあるのは「経過しない場合であつて、当該農林水産物等の生産が締約国(第二十三条第一項に規定する締約国をいう。)外で行われた」とする」に改める。

第三十一条第一項中「第二十三條第二項第二号から第六号まで」を「第二十三條第二項各号」に改め、同条第二項中「にあっては」を「(以下この項において「軽微な場合」という。)にあっては、第二十四條」に、「は、同項」を「は、前項」に、「前条第二項第二号から第六号まで」を「前条第二項各号」に、「第二十四條から前条まで」とあるのは「前項」を「農林水産大臣は、第二十四條から前条までの規定による手続を終えたとき」とあるのは「この規定による指定の変更に係る事項が当該農林水産省令で定める軽微なものである」と、「軽微な」に、「第二十四條、第二十五條及び前条」と、「同項」を「農林水産大臣は、第二十四條、第二十五條及び前条の規定による手続を終えたとき」と、「第二十四條」を「農林水産大臣」に、「第二十九條第一項中「指定対象特定農林水産物等」とあるのは「を」を「第二十九條第一項第一号中「指定対象特定農林水産物等」とあるのは「軽微な場合以外の場合にあっては」に、「読み替える」を「軽微な場合にあっては」第三十一条第一項の規定により指定の変更をしようとする特定農林水産物等(以下この項において「指定変更対象特定農林水産物等」という。))と、同項第二号中「指定対象特定農林水産物等」とあるのは「軽微な場合以外の場合にあっては」第二十四條の規定による公示に係る特定農林水産物等」と、軽微な場合にあっては「指定変更対象特定農林水産物等」と読み替える」に改める。

第三十五条第一項中「若しくは第三項又は第四条」を「又は第四条第二項」に改める。
第四十条中「第一号」を「第二号」に、「を除く」を「に限る」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(特定農林水産物等の登録の申請等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第六条の登録又は同法第十五条第一項若しくはこの法律による改正前の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(次条第一項において「旧特定農林水産物等名称保護法」という。)第十六条第一項の変更の登録の申請であつて、この法律の施行の際、登録又は変更の登録をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。
(特定農林水産物等の登録の取消し等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧特定農林水産物等名称保護法第二十二條第二項において準用する旧特定農林水産物等名称保護法第八条第一項又は旧特定農林水産物等名称保護法第三十一条第二項において準用する特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第二十四條の規定による公示がされている場合における当該公示に係る登録の取消し又は指定の変更の手続については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(次条において「新特定農林水産物等名称保護法」という。)第二十二条第一項(第一号二に係る部分に限る。)の規定は、施行日後にした行為を理由とする登録の取消しについて適用し、施行日前にした行為を理由とする登録の取消しについては、なお従前の例による。
(地理的表示の使用制限の例外に関する経過措置)

第四条 施行日前にされた特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第六条の登録に係る特定農林水産物等(同法第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。次項において同じ。)についての新特定農林水産物等名称保護法第三条第二項第四号の規定の適用については、同号中「登録の日」とあるのは「登録の日(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第八十八号)の施行の日(以下この号において「改正法施行日」という。)前にされた登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示又は類似等表示を当該特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等の包装、容器及び送り状以外の包装等に使用する場合にあっては、改正法施行日)前」と、「当該特定農林水産物等の登録の日」とあるのは「改正法施行日」とする。

2 施行日前にされた特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第二十三條第一項の指定に係る特定農林水産物等についての新特定農林水産物等名称保護法第三十条の規定により読み替えて適用する新特定農林水産物等名称保護法第三条第二項第四号の規定の適用については、同号中「指定の日」とあるのは「指定の日(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第八十八号)の施行の日(以下この号において「改正法施行日」という。)前にされた指定に係る特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示又は類似等表示を当該特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等の包装、容器及び送り状以外の包装等に使用する場合にあっては、改正法施行日)前」と、「当該特定農林水産物等の指定の日」とあるのは「改正法施行日」とする。